

第 320 回月例会報告の概要

開催日 : 2013 年 12 月 7 日

報告者 : 石井 義人 (弁護士)

報告テーマ : 介護事故 (転倒) における過失

報告者コメント : 高齢者及び介護施設の増加に伴い、介護施設入居者の転倒、転落、誤嚥等の介護事故が多発している。転倒が最も多い事故形態であり、特別養護老人ホームでは、入居者の 30%~40% に転倒経験があり、転倒者の 10% が骨折に至っていると報告されている。そして、転倒者は、骨折等に対する手術が成功しても歩行不能となることが多く、入院中に死亡することも珍しいことではない。高齢者に転倒の危険があることは一般的に認識されており、施設入居契約やケアプランでその旨が明記されていることが多いという状況下で、介護者あるいは介護施設に過酷な責任が課されることを回避する為に、転倒事故における過失をどのように認定、判断してゆくべきかについて検討する。

報告の概要 :

I 介護事故とその問題点

1. 介護事故の状況

2. 過失

(1) 転倒という結果に対する予見可能性 転倒については通常は存在

(2) 転倒という結果の回避の可能性 ⇒ここが問題

3. 相当因果関係

通常の成人では起こりえない重大な結果の発生のおそれをどう評価するか

4. 過失相殺

- ・被害者が認知症などにより予想外の行動に出た場合
- ・「被害者側の過失」理論の適用は難しい

5. 素因減額

骨粗鬆症、持病や年齢による抵抗力の低下の存在、施設側の認識の素因減額への影響

6. 退去請求中の事故

II 介護保険制度の概要

1. 介護の意義

2. 介護保険の被保険者

3. 介護保険サービスの対象者

4. 要介護度の種類

III 裁判例の検討

1. 裁判所における認定

東京スモン判決 (東京地判昭和 53・8・30) の認定準則

⇒不法行為の成立要件である過失について

- 1) 予見義務が存在すること
- 2) 予見義務に裏付けられた予見可能性があること

- 3) 適正な回避措置が存在すること
- 4) 適正な回避措置の履行が規定できること

2. 4つの裁判例

	予見可能性	結果回避可能性
①東京地判平成 15・3・20 判時 1840・20	認定	認定
②東京地判平成 24・3・24 判時 2153・40	認定	認定
③神戸地判平成 14・10・2 判例集未搭載	認定 (高度の予見可能性は否定)	否定 市民が負うべきコストも考慮
④福岡高判平成 19・1・25 判タ 1247・226	否定	否定

IV 過失の判断方法の検討

- 1. 注意義務に関する検討
- 2. 原因行為の検討

(1) 原因行為の特定

原因行為（例えば、転倒）→直接発生した結果（骨折）→最終結果（感染症での死亡）

⇒・原因行為は直接発生した結果との関係でのみ検討される

・最終結果は因果関係の問題

(2) 複合的原因行為

3. 予見可能性の検討

- (1) 予見可能性の有無
- (2) 予見可能性の程度

4. 回避行為の検討

5. 回避可能性の検討

6. 過失の認定基準

- (1) 判断方法
- (2) 数値モデル

